

視覚に障害をもつ日本語学習者を取りまく 学習環境の現状と課題

—授業を担当する教師を対象とした調査より—

秋元美晴, 浅野有里, 河住有希子, 北川幸子, 藤田 恵

Current Status and Issues of Learning Environment Surrounding Visually Impaired Learners of Japanese Language : Based on a Survey of Teachers Giving Lessons

Miharu Akimoto, Yuri Asano, Yukiko Kawasumi,
Sachiko Kitagawa, Megumi Fujita

Abstract

This study includes a survey of locations of visually impaired learners of Japanese language, and a survey about the realities of education, as well as the anxieties and difficulties faced by teachers. The former survey was conducted on 20 overseas offices of the Japan Foundation, a public institution that has long been dispatching teachers, and Japanese teachers registered on a web portal for volunteers dispatched by Japan Overseas Cooperation Volunteers, JICA. The survey results indicated the locations of visually impaired learners, mainly in North America and Southeast Asia. The latter survey revealed that the teachers were anxious about not being able to practically visualize the class beforehand, even though information and support for the education of visually impaired learners were available to them. Based on the results, this article suggests building a network to share examples of teaching practices with other teachers.

Keywords : Visual Impairment, Japanese Language Education, Learning Environ-

ment, Reasonable Accommodation, Learning Support

キーワード：視覚障害，日本語教育，学習環境，合理的配慮，学習支援

1. はじめに

日本語学習者数の増加を背景として文部科学省は平成11年（1999年）に、多様なニーズに応じることのできる日本語教育カリキュラムの設計等の必要性を指摘した¹⁾。その後、「生活者としての外国人のための日本語教育」とも呼ばれる日本国内に定住している外国人のための日本語教育²⁾、経済連携協定（EPA）による外国人の看護師・介護福祉士候補者の受け入れを始めたことによる看護と介護の日本語教育、アニメ・漫画ブームに後押しされたサブカルチャーをめぐる日本語教育と、日本語教育は多方面へ広がりを見せている³⁾。そして、この多様な学習者を対象とした日本語教育の基礎的研究や実践研究、教材開発も進められてきた。

しかしながら、障害をもつ学習者に対する日本語教育はまだ表面的には広がりが見られず、教育実態も十分に把握されているとは言い難い。本研究の対象である、視覚に障害をもつ学習者への日本語教育を見ても、実践報告は、金山（2003）⁴⁾、田中（2006）⁵⁾、許他（2012）⁶⁾、北川他（2014）⁷⁾においてそれぞれの学習者の視覚障害の程度や学習方法に合わせた授業内容と共に、今後の課題が挙げられているほかは、管見の限り見当たらない。これらの実践報告に共通して挙げられているのは、いずれも学習に使用する教材や機器類、授業の方法など、視覚に障害をもつ学習者に対して行われた日本語教育の事例を蓄積していくことの必要性や、視覚障害教育との連携の重要性である。しかし、そのような事例の蓄積や連携は、現在まではほなされていないのが実情である。

そこで本研究では、視覚に障害をもつ学習者への日本語教育の実態調査を行い、学習者の所在とその教育現場での教授内容、方法、また学習環境などの情報を収集し総括することにした。さらに、本調査によって明らかになった教育現場における課題に基づき、教育現場を支援するための情報発信を試みる。本研究は、視覚に障害をもつ学習者の学ぶ権利を保障し、その学習者を担当する教師に対しては、よりよい学習環境を構築するための方法の一端を示すものである。

2. 障害を持つ学習者の学習環境整備への社会的要請

2-1 「障害者の権利に関する条約」批准と国内法整備

障害をもつ学習者の学ぶ権利を保障し、学習環境を整備することは社会的要請でもある。「障害者の権利に関する条約」が、2006年12月に国連総会において採択され、2008年5月に発効した⁸⁾。日本は国内法の整備を経て2014年に同条約を批准し、同年2月に日本でも効力を発することとなった。国内法である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(略称：障害者差別解消法)は2013年に制定され、2016年4月1日に施行される⁹⁾。

障害者差別解消法には、差別的取扱いの禁止を法的義務とすること、合理的配慮の提供を国・地方公共団体等においては法的義務とし、民間事業者では努力義務とすることが明示されている。そして、具体的な対応として、当該機関での取り組みに関する要領やガイドラインの策定が求められている。

教育機関も例外ではなく、文部科学省は「障害種別の学校における『合理的配慮』の観点(案)」を示し¹⁰⁾、日本学生支援機構も「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)」等において、教育機関での合理的配慮の具体例を示している¹¹⁾。このような社会的要請の中で、日本語教育においても障害をもつ学生に対する教育上の指針を策定し、教授法の検討や教材開発に着手することは喫緊の課題であると言える。

2-2 日本語能力試験における合理的配慮

日本語教育現場での障害教育の実践研究はまだ少ないが、日本語能力試験(以下、JLPT)では1994年より障害をもつ受験者に対して受験特別措置が講じられている。上田(2003)によると、1994年にブラジルにおいて脳性麻痺の受験者が介添人の同席を申請したのが始まりであるとされている。翌1995年には聴覚障害の受験者が「読話」による受験を申請し、認められている。視覚障害への受験特別措置としては、1997年以降、弱視に対する拡大冊子試験、全盲に対する点字冊子試験が行われている¹²⁾。近年は発達障害等による申請も増え、国際交流基金の報告によると、2014年までに延べ1936人が特別措置を利用したと報告されている¹³⁾。

受験特別措置の内容は、別室受験、試験時間延長、介添人同席をはじめ多岐にわたり、願書と共に提出される受験特別措置申請書に基づいて、専門家

により個々の状況に応じた対応が検討される。

前述のとおり日本語教育現場での障害教育に関する議論はまだ十分に行われていないが、障害をもつ学習者に対して試験を受ける機会が保障され、一定数の学習者がある権利を行使してきている。その一方で、受験特別措置が実施されていることを知らない学習者や、障害を理由に学ぶこと自体を諦めている学習者がいる可能性にも目を向けることが必要であろう。

3 視覚に障害をもつ日本語学習者をとりまく学習環境の実態調査

JLPTの視覚障害者受験特別措置の一環として行われている点字冊子試験の受験者は、2014年までに延べ301名であるが、どのくらいの学習者がどこでどのように学んでいるのか、その実態は把握されていない。そこで、まず世界各国の日本語教育関係者に対して、視覚に障害をもつ日本語学習者の所在に関する調査を行った。そして情報提供のあった教師に対しては、さらに授業の実施方法、教育現場が抱える不安や困難さを聞き取る調査を行った。

3-1 視覚に障害をもつ日本語学習者の所在に関する調査

(1) 調査方法と調査対象

2014年10月に質問紙調査を行った。海外の通信事情は様々であるため、回答方法はウェブ上の回答フォーム、e-mail、faxから選択できるようにした。調査対象は国際交流基金海外事務所20か所（2014年当時国際交流基金ウェブサイト上で所在地を確認することのできた全事務所）および、JICAの青年海外協力隊派遣者ポータル（派遣者および派遣経験者が登録されているポータルサイト）への登録者全員とした。

(2) 調査内容と調査結果

本調査に対して全34件の回答が得られた。質問内容と結果を以下に示す。

1. 所属機関でJLPT点字冊子試験の実施をしたことがあるか
あり5件 なし25件 わからない4件
2. 所属機関でJLPT点字冊子試験への問い合わせを受けたことがあるか
あり9件 なし25件 わからない0件
3. 視覚に障害をもつ学習者に日本語を教えている教師を知っているか
知っている6件 知らない28件
4. 視覚に障害をもつ日本語学習者を知っているか

知っている 3 件 知らない 31 件

国際交流基金とJICAは、いずれも公的機関としての日本語教師派遣に長年の実績をもち、派遣先の国・地域も広域にわたる。それゆえに、海外の日本語教育事情を網羅的に把握することのできる機関であるが、今回の調査で質問 1 から 4 のいずれか一つ以上の情報があつたのは11件であつた。JLPT 点字冊子試験受験経験者が延べ300名以上いることから考えると、今回の調査で得られた情報は、視覚に障害をもつ日本語学習者全体の中のごく一部であることが分かる。また、この結果は、各国・地域で視覚に障害をもつ学習者への対応実績があつたとしても、教育機関内での事例の記録と引継ぎが十分に行われていないことをも意味するのではないだろうか。

3-2 視覚に障害をもつ学習者に教える教師が置かれている状況の調査

視覚に障害をもつ日本語学習者の所在に関する調査では、3-1 に示したとおり一端を確認するとどまつた。そこで視覚に障害をもつ学習者への日本語教育の実態を質的に調査するために、視覚に障害をもつ学習者への指導経験をもつ教師に対して以下のような調査を行った。

(1) 調査方法と調査対象

2015年7月にウェブ上の回答フォームを使用した質問紙調査を行った。調査対象は、3-1 において情報が得られた教師、3-1 の調査協力者からの紹介が得られた教師、本調査実施以前に個別に情報提供のあつた教師の中で、視覚に障害をもつ学習者への指導経験をもつ教師27名である。

(2) 調査内容と調査結果

本調査に対して、日本国内の教育機関に所属する教師から6件、海外の教育機関に所属する教師から11件、計17件の回答が得られた。質問項目と調査結果の概要を以下に示す。

〈授業運営全般について〉

① 視覚に障害をもつ学習者を指導した地域と教育機関

日本国内 6 件 海外 11 件

特別支援学校（インド盲学校 4 件、インドネシア盲学校 1 件）

福祉事業を行う法人（日本国内の法人 3 件）

高等教育機関（アメリカ1件、ドイツ1件、フィリピン1件、日本3件）

中等教育機関（カナダ1件、アメリカ2件）

不明 1件

② 担当した学習者の担当開始時の日本語力（複数回答あり）

日本語能力試験 N2程度1件、N3程度4件、N4程度3件、N5程度5件

日本語学習経験なし9件

③ 担当した学習者の視覚の状況（複数回答あり）

全盲（見えない）12件、弱視（見えにくい）12件

④ 授業形態（複数回答あり）

クラス12件 少人数グループ6件 個別1件

⑤ 主教材として使用した教材

a 点訳教材

『みんなの日本語』『みんなの日本語やさしい作文』『まるごと一日本の言葉と文化一』『ニューアプローチ』

b 通常の教材

『げんき』『文化中級』『中級から学ぶテーマ別日本語』『J301』『中級を学ぼう』『Adventures in Japanese』、生教材（新聞、映画、小説など）、大学開発の教材、テープなど

⑥ 教材準備の方法（複数回答あり）

点訳済みの教材を購入0件、ボランティアや業者に点訳依頼3件
市販の音声教材を購入7件、教師による自作教材11件

〈事前情報、学習者からの要望〉

① 支援機関からの事前情報が得られた例

「一年生の学生は、学期が始まる前に Disability Office から連絡があり、教材をクラスの前に学生に提供するようにお願いされた。Disability Office のスタッフによると読み上げや点訳は学生自身がDisability Officeに教材を持っていき、必要なことをOfficeのスタッフがしているそう。後は、クイズやテストのFontのサイズを通常より大きくプリントすることをお願いされた。」

② 学習者からの申し出があった例

「毎日当日の文型、解説、文例をまとめて録音して欲しいという学生がいた。」

「Sometimes it was difficult to get materials enlarged due to timing issues, he asked to have the materials uploaded to a learning management system so he could access them with the iPad that he was lent from the school. (筆者訳：タイミングの問題で、ときどき拡大した教材を手配するのが難しいことがあり、本人が学校から借りているiPadで読めるように、LMSに教材をアップロードしてほしいと言われることがあった。)」

3-3 視覚に障害をもつ学習者に教える教師が感じる困難さ

3-2では、教師が事前に感じた不安や授業時の困難さ、授業での工夫についても調査を行った。その結果の中からいくつかの事例を以下に示す。なお、授業担当時に視覚障害について専門的に学んだことがあったのは3名（インド2件、インドネシア1件）、日本語点字を読むことができたのは1名、多少読むことができたのは2名、全く読むことができなかったのは14名である。

① 教材準備の困難さへの言及の例

「一回ごとの授業に使う教材をワードで打ってDropboxに入れて、というのは時間がかかりました。三年目は「ようこそ」で使うチャプターの全部のアクティビティをタイプしてアップロードしました。これは大変な時間がかかりました。」

「スライドをクラスの前に学生に送らなければいけないというのは、直前にスライドの内容を変更したりすることが過去にあったので、少し戸惑った。」

② 学習上の困難さへの言及の例

「晴眼者のように自分で外に出ることができないので、習った日本語を使う機会が少ない。またテレビ等から情報を得る機会も少ないので、語彙も増えにくい。使いたい教材があっても買ってきすぐ使う、というわけにはいかず、点訳を待つ時間がない。」

「成人してから（視力を）失った人はそれまで目に頼っていた時期が長

いので、なかなか自分の勉強方法を見つけられずどのように協力したら良いのか苦労する。(括弧内は筆者追記)」

「外国の点字は日本に比べて点や点の間隔が大きいので、点字に慣れていない学習者には、日本サイズの点字は読みにくいようです。」

③ 教師が感じる不安への言及の例

「何もわからないので、教室がイメージできない不安がありました。」

「どんな準備をしておけば、学習者に都合がいいのか、あるいは、どんな問題が起きるのか、予測がつかなかった。」

「初級レベルの学生は前もって障害について知らされており、こちらがしなければいけないことが明確だったので、授業が始まってからは他に難しさは感じなかったが、上級レベルで教えた学生はクラスが始まる前に何の連絡もなく、手探り状態で障害のレベルや必要なサポートを把握していったのでそこに難しさを感じた。」

④ 適切な支援を得ることができ、不安や困難さを感じなかった例

「初級レベルの学生は本人がDisability Officeときちんとやり取りをし、そのおかげで、Disability Officeが視覚障害をもった学生が取るクラスの教師を招き開いてくれた説明会に参加することができた。その時の情報や質問に対する答えが非常に役に立った。Officeの中も案内してくれ、どのように教科書を点字化したり読み上げ可能なテキストに変換したりするのも見せてくれた。とにかくアメリカではすべてが本人次第で、学生自身がサポートを望んで行動すれば、周りは必要なサポートをできる限り提供してくれる環境だと感じた。教師である私自身も何か質問があったら相談できるスタッフがいると知り心強かった。」

4 視覚障害をもつ日本語学習者をとりまく教育現場の現状

本調査では、日本を含む13か国(中国、韓国、インド、タイ、マレーシア、インドネシア、チェコ、メキシコ、アメリカ、カナダ、ドイツ、フィリピン、日本)での、視覚に障害をもつ日本語学習者に関する情報を得ることができた。そして、これらの国・地域の中では、主として北米地域では支援制度が充実しており、東南アジア地域では、情報もリソースも少ない中で担当教師

が手探りの実践を行っているという状況を示す回答が得られた。また、現状での不安や困難さに関する質問に対しては、主として教材整備と支援体制構築への課題が示された。

教材については、2015年現在、日本国内の点字図書館などで入手可能な点訳日本語教科書は10冊程度であり、通常教科書の改訂版、第2版が発売されている教科書であっても、点訳教科書の内容は更新されていないケースも見られる。授業運営全般に関する質問としての「教材準備の方法」への回答で、「教師による自作教材」が「購入」や「点訳依頼」を大きく上回っていたことから、点訳教材の充実や、視覚に障害をもつ学習者も共に学ぶことを想定した教材開発の必要性が伺える。

支援については、教師が指導する際に「相談した先、受けた支援」という質問への回答で「特になし」「無回答」「同僚教師や日本語教育機関の教師」が半数以上を占め、障害者支援機関や視覚に障害をもつ当事者などに相談したという回答が非常に少ないのが実情である。1.で述べたように日本語教育での先事例は限られており、日本語教育関係者からだけでは、指導に有用な情報や視覚障害教育に関する専門的な情報を収集するのは困難だと言える。

今回の調査協力者17名のうち、10名が10年以上の日本語教育歴をもっていたが、たとえ事前に障害をもつ学習者の情報が得られたとしても、未知の体験への不安を感じているという現状が明らかになった。このことから、教材等の物理的支援のみならず、授業風景を具体的にイメージするための素材となるような実践例の蓄積と情報共有等を通し、教師のサポートをしていくことも必要であろう。

5 視覚に障害をもつ学習者への教育支援の試み

本調査の結果に基づき、視覚に障害をもつ学習者に日本語を教える教師を支援することを目的として、教師用ハンドブック『さわる日本語』¹⁴⁾を作成した。点字を用いて学ぶ学習者と初めて接する教師を対象とし、学習者や授業風景を具体的にイメージすることで教師が感じる不安を軽減することを目的としている。

内容は、学習者の状況を把握するためのレディネス調査の流れに始まり、日本語点字の基礎知識、視覚に障害をもつ学習者が使用する可能性のある機器類の説明、点字教材の入手方法、点字教材を教師自身が作成する場合の方

法と留意点、視覚に障害をもつ学生を含む教室での授業方法のアイデアと留意点、試験実施方法など、知っておくべき基礎知識から現場ですぐに役立つ情報まで、日本語授業の全般にわたる。さらに、点字で受けることのできる大規模試験の情報や、視覚障害と障害教育についてさらに理解を深めるための書籍情報等も掲載している。このハンドブックは、筆者らが情報発信のために開設したウェブサイト「さわって、きいて、あじわう日本語」にて広く一般に公開している¹⁵⁾。また、ウェブサイトでは随時情報提供を求めており、今後も教育現場の事例を収集、蓄積し、授業方法の分析や情報提供を行っていく予定である。

本研究では、視覚に障害をもつ学習者に対する日本語教育がどのように行われ、現場の教師がどのような問題を抱えているのか、その一端を明らかにすることができた。これまで、特殊な事例として、担当者が個々の状況に応じて対応してきたことの一部を観察し、記録できたことは、本研究の成果である。そしてこの記録は、今後の実践研究と、日本語教育における障害教育の体系化における足掛かりとなるものであろう。

なお、本稿に示したことは、主として北米、東南アジアからの情報に基づくものであり、ヨーロッパ、中央アジア、アフリカ、南米をはじめ、今回の調査では情報を得ることのできなかつた地域も多い。本調査の協力依頼自体が、従来より障害教育に対する情報ネットワークを持つ国・地域のみが届き、依然として情報を得ることのできない国・地域がある可能性もある。世界各国での正確な実態把握、実践例の蓄積と体系化、そしてこのような教育現場を支援するための情報ネットワークの構築は、今後の課題としたい。

[謝辞] 本研究は科学研究費(基盤研究(C) 課題番号25370606, 研究代表者: 秋元美晴「日本語能力試験における点字冊子試験のユニバーサル化に向けた基礎的研究」)の助成を受けて行われたものである。

注

- 1) 文部科学省「今後の日本語教育施策の推進について—日本語教育の新たな展開を目指して—(報告)」http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19990319001/t19990319001.html
- 2) 文化庁「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」<http://www.bunka.>

視覚に障害をもつ日本語学習者を取りまく学習環境の現状と課題

go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha/

- 3) 文化庁「平成26年度国内の日本語教育の概要」http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/h26/
- 4) 金山泰子 (2003)「視覚障害者のための日本語教育 — サマーコースにおける授業報告と今後の課題」『ICU日本語教育研究センター紀要』13号,pp.109-119
- 5) 田中亜子 (2006)「視覚障害をもつ日本語学習者に対する読解学習支援の試み—全盲の留学生が受講した中級日本語読解授業の実践報告」『筑波大学留学生センター日本語教育論集』21号,pp.63-75
- 6) 許明子・加藤あさぎ・鈴木秀明 (2012)「障害を有する日本語学習者に対する支援の実践報告—身体障害者および視覚障害者の学習支援を通して」『筑波大学留学生センター日本語教育論集』27号,pp.345-352
- 7) 北川幸子・辻野美穂子・古澤純 (2014)「視覚障害をもつ日本語学習者への指導の工夫—教授法と教材教具」『日本語教育方法研究会誌』21(1),pp.4-5
- 8) 外務省「障害者の権利に関する条約 (略称：障害者権利条約)」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
- 9) 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- 10) 文部科学省「障害種別の学校における「合理的配慮」の観点 (案)」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryo/attach/1314384.htm
- 11) 日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(平成26年度改訂版) http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html#guide_pdf
- 12) 上田和子 (2003)「日本語能力試験における障害者受験特別措置対応の現状と課題」『日本語国際センター紀要』第13号,pp.99-116
- 13) 日本語能力試験「過去の試験のデータ」<http://jlpt.jp/statistics/archive.html>
- 14) 藤田恵・河住有希子・秋元美晴・浅野有里「インクルーシブ教育のための日本語教員用ハンドブック作成への試案—点字を使用する日本語学習者への学習支援—」2015年度日本語教育学会春季大会
- 15) 「さわって、きいて、あじわう日本語」(2015年9月21日現在試験運用中) <https://plus.google.com/u/0/115106250954139434737/about>

資料1「視覚に障害をもつ日本語学習者の所在に関する調査」質問紙 (選択式の質問の選択肢は割愛)

1 ご自身について

現在および過去に赴任された国・地域と在任期間

2 点字を用いた日本語学習について

- (1) 赴任国(地域)で日本語能力試験点字冊子試験を実施したことがありますか。
- (2) 点字使用者の日本語学習、日本語能力試験点字冊子試験等について問い合わせを受けたことがありますか。
- (3) 点字使用者に日本語を教えている方をご存知ですか。
- (4) 点字を用いて日本語を学習している方をご存知ですか。
- (5) その他、何かありましたら、ご記入ください。

資料2 「視覚に障害をもつ学習者に教える教師が置かれている状況への調査」

質問紙(選択式の質問の選択肢は割愛)

【ご自身について】

1. 日本語教育歴は何年ですか。
2. あなたの母語は何ですか。
3. これまで何人の視覚に障害を持つ学習者を指導しましたか。
4. あなたは日本語点字が読めますか。
5. 視覚障害について教育機関で学んだことがありますか。
* 5で「はい」と答えた方は詳細をご記入ください。(1)いつ(2)どこで視覚に障害をもつ学習者に指導をされた際の教育機関を教えてください。

【指導をした学習者について】

7. 当該学習者の、指導を受け持つ以前の学習歴をご存じの範囲内で教えてください。複数の学習者にご指導された方は、一人ずつご記入ください。
8. 当該学習者の日本語能力(初めて指導を受け持った当初の時点で)はどの程度でしたか。
9. 当該学習者の日本語学習の目的は何ですか。
10. 当該学習者の視覚障害はどの程度でしたか。
11. 当該学習者は日本語を学習する際に何を使用していましたか。

【指導内容について】

12. どのような形態で指導を行いましたか。
13. 指導をする際、媒介語を使用しましたか。

視覚に障害をもつ日本語学習者を取りまく学習環境の現状と課題

14. 主教材として使用した教材があれば教えてください。通常の教材、点訳教材の別もご記入ください。
15. 指導にどのような教材を使用しましたか。
16. 指導にどのような教具を使用しましたか。
17. 学習方法等について、当該学習者から何か希望や要望がありましたか。あった場合は、具体的にご記入ください。
18. 指導をするにあたって、事前に不安はありましたか。あった場合は、具体的にご記入ください。
19. 指導にあたって、どのような面に難しさを感じましたか。教室環境、教材教具、教授法（四技能の中で何が…）など、具体的にご記入ください。
20. その難しさに対して、なにか工夫したことがありましたか。あった場合は、具体的にご記入ください。
21. 指導にあたって、何かを参考にしたり、誰かに相談したり、支援を受けたりしましたか。あった場合は、具体的にご記入ください。

【視覚に障害を持つ学習者への日本語教育全般について】

22. 日本語教師が視覚障害をもつ学習者に日本語を教える上で、なにが必要だと思いますか。
23. 視覚に障害をもつ学習者を指導する上で、どのようなものが役に立つと思いますか。あると役に立つと思うもの、人材、支援制度、情報など、ご自由にお書きください。
24. 日本語能力試験には、視覚障害者への受験特別措置があることをご存知ですか。
25. 追跡調査としてインタビュー等を行う場合には、ご協力いただけますか。

【学習者対象調査についてのお伺い】

- (1) 連絡が可能な方のおおよその人数をお知らせください。
- (2) 学習者の方と連絡を取る場合の言語をお知らせください。
- (3) 学習者の方と連絡を取る場合に便利な媒体をお知らせください。

さいごに

全体を通して何かお気づきのことがありましたら、ご記入ください。

以上

